

陝西省特許保護条例

2003年9月28日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

陝西省特許保護条例

(2003年9月28日陝西省第10期人民代表大会常務委員会第6回会議採択、2004年1月1日から実施)

第1章 総則

第1条 特許の管理を強化し、特許権者の合法的權益を保護し、発明創造を奨励し、技術革新を促進し市場経済秩序を維持するため、関係法律、行政法規に基づき本省の実情に照らし本条例を制定する。

第2条 本省の行政区域内における特許の管理、特許の保護及び関連活動に対し本条例を適用する。

第3条 県級以上の人民政府は、特許業務に対する指導を強化し、特許の保護業務を国民経済と社会発展計画に導入し、特許管理に要する業務経費を保障し、技術革新の能力を評価する特許評価制度を構築し、関係部門と組織的に協力して協同で特許の保護業務を行わなければならない。

第4条 省と、区を有する市人民政府の特許管理部門は本行政区域における特許の保護業務を行うものとする。

県(市、区)人民政府の特許管理部門は本条例の規定に基づき特許の保護業務を行うものとする。

その他の関係する行政部門は各自の職責に基づき協同で特許の保護業務を行うものとする。

国務院に許可されて設立されたハイテク技術開発区、経済技術開発区、農業ハイテク技術産業模範地区の管理委員会は本地区における特許の保護業務を行うものとする。

第5条 県級以上の人民政府及びその特許管理部門は、特許の保護業務において顕著な成果を挙げた単位及び個人に対し表彰、報奨を与えるものとする。

第2章 特許の管理

第6条 県級以上の人民政府は特許の宣伝教育業務を強化し、全社会の特許の保護意識を強め、単位及び個人が特許出願条件を具備した発明創造に対し遅滞なく中国及び外国特許を出願するよう奨励しなければならない。

省と、区を有する市人民政府は特許支持資金を設け、本行政区域における条件に適合する単位、個人が特許を出願または実施することを支援しなければならない。

第7条 企業、事業単位は内部の特許保護及び管理制度を作り、特許の法律法規及び関係する特許知識を宣伝し、職員に対し他人の特許権を尊重するよう教育し、本単位の合法的權益を維持しなければならない。

関係業界の協会は協会員が特許を出願、実施することを奨励し、協会員に対し他人の特許権を尊重するよう監督、推進し、協会員が独自の特許権を保護することを支持し、協会

員に対し本業界の特許技術の情報、コンサルティングサービスを提供し、本業界の特許技術の実施及び応用を促進しなければならない。

第8条 特許権が付与された単位は特許法律、法規の規定に基づき職務発明創造の発明者または創作者に対し報奨を与えなければならない。自ら特許を実施するまたは他人に特許実施を許諾する場合には、法律、法規の規定に基づき職務発明創造の発明者または創作者に対し報酬を支払わなければならない。特許権を譲渡する場合には、他人に特許実施を許諾する規定を参照して職務発明創造の発明者または創作者に対し報酬を支払わなければならない。

報奨または報酬は現金、株式、株の収益またはその他の方式で支給することができる。支給する数量、期日及び方式は当事者により約定されるが、法律、法規に規定される最低標準より低くないものとする。

第9条 職員は退職、定年の手続きを完了以前に、職務発明創造に参加した学生は卒業以前に職務発明創造に関係する技術資料をすべて元の単位に返却し、且つ守秘義務を負わなければならない。

職員が退職、定年または転勤した後1年以内に元の単位で担当した本職業務または元の単位で課された任務と関係のある発明創造は、特許出願権が元の単位に属するものとする。

職務発明創造の発明者、創作者と単位の間の特許出願権及び特許権の帰属に対して別途規定がある場合は、その規定に従う。

第10条 国有企業、事業単位は技術開発、輸出入貿易に従事しまたは特許権を評価して投資し及び合資または協力企業を設立する前には、自らまたは特許仲介サービス機構に委託して関係する特許検索を行わなければならない。

第11条 下記に掲げる状況の一に該当し且つ特許技術にかかわる場合は、関係する行政部門は請求者または報告者が提出した特許検索報告書を検査しなければならない。提出しない場合は、関係する行政部門はプロジェクトを許可しないまたは授賞しないものとする。

- (1) 政府が支持する研究開発または技術革新のプロジェクトを申請する。
- (2) ハイテク技術成果の産業化プロジェクトを報告する。
- (3) 科学技術の奨励を報告する。

第12条 特許仲介サービスに従事する機構は国に定められた資格を具備しなければならない。法に基づき登録後には相応する特許代理、特許検索、特許評価及び特許許諾に関する通商業務を行うものとする。

特許仲介サービス機構は虚偽の特許文献検索報告書または特許資産評価報告書を作成してはならず、特許権者及びその他の当事者の合法的権益または社会の公共利益を侵害してはならない。

特許管理部門は特許仲介サービス機構に対する指導及び監督を強化しなければならない。

第13条 特許権者または実施権者はその特許製品、製品包装及び宣伝品の上に本特許製品のみに属する特許標識及び特許番号を表示する権利を有する。特許標識及び特許番号の表示は国务院特許行政部門の規定に適合しなければならない。

第14条 広告を通じて特許技術及び特許製品を宣伝し、販売単位を通じて特許製品を販売し、印刷単位に特許標識の印刷を委託する場合は、特許権者または法に基づき特許を実施する単位または個人は広告の審査許可部門、販売単位、印刷単位に国務院特許行政部門及びその授権した特許管理部門に作成された特許証を提出しなければならない。特許証を提出しない場合は、広告または販売、印刷をしてはならない。

第15条 特許情報の公表会の主催者は情報を公開する前に当地の特許管理部門に届け出なければならない。

第16条 展覧会、展示会、推進会、交易会などの主催者は特許標識を表示した特許または技術に対し、その特許証または特許許諾契約書を検査しなければならない。特許証または特許許諾契約書を提出することができない場合は、主催者は特許製品、特許技術の名目で展示することを拒絶しなければならない。

第17条 省の特許管理部門は関係面の専門家を招聘して特許技術鑑定委員会を組織し、特許権侵害に係わる技術問題に対し鑑定を行うものとする。

第18条 特許管理部門は特許情報のネット通信の建設を強化して社会に特許保護情報のサービス及びその他の関係する特許情報のサービスを提供し、特許管理及び特許サービス職員の訓練を組織的に行わなければならない。

特許管理部門は社会への特許製品推薦などの経営活動に従事してはならない。

第3章 特許紛争の調停及び処理

第19条 下記に掲げる特許紛争に対し、当事者は省または区を有する市の特許管理部門に調停を求めることができる。

(1) 特許出願権及び特許権の帰属に係わる紛争。

(2) 発明者、創作者の資格に係わる紛争。

(3) 職務発明の発明者、創作者の報奨及び報酬に係わる紛争。

(4) 発明特許出願が公告された後から特許権付与前まで発明を実施したにもかかわらず相応の費用を支払わない紛争。

調停して協議が成立した場合には、調停書を作成しなければならない。調停後協議が成立しなかった場合には、当事者に対し法に基づき民事訴訟を提起することを通知しなければならない。

第20条 特許権侵害により生じた紛争は、当事者の協議により解決される。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係者は特許主管部門に処理を求めることができ、人民法院に提訴することもできる。

特許管理部門に請求して処理される特許権侵害紛争は、省または区を有する市の特許管理部門に受理されるものとする。

重大、複雑なまたは地区を跨る特許権侵害紛争は、省の特許管理部門に受理されるものとする。

第21条 特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を求める場合、特許権侵害紛争処理申請書を提出し、且つ下記に示す条件に適合しなければならない。

- (1) 請求者が特許権者または利害関係者である。
- (2) 明確な被請求者、明確な請求事項及び具体的な事実がある。
- (3) 当事者の間に仲裁協議がなく、且つ人民法院に提訴していない。
- (4) 本省の特許管理部門の管轄範囲に該当する。

特許管理部門は申請書を受領した日から7日以内に立案するか否かの決定を下し、且つ書面をもって請求者に通知しなければならない。立案すると決定した場合には、立案した日から7日以内に申請書の副本を被請求者に発送しなければならない。被請求者は申請書の副本を受領した日から15日以内に答弁書を提出しなければならない。期限を過ぎても提出しない場合には、特許管理部門の処理に影響を及ぼさないものとする。

第22条 特許管理部門は特許権侵害紛争を処理するに際し、規定に基づき処理に要する時間及び場所を書面をもって当事者に通知しなければならない。

当事者は正当な理由なしに時間通りに通知された場所に来ないまたは許可なしに自ら中途退出の場合には、請求者である場合は自動的に処理を撤回したものとされ、被請求者である場合は欠席したものとする。

第23条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理に際して、当事者双方の要求に応じ特許権侵害の賠償額について調停を行うことができる。調停後協議が成立した場合、特許管理部門は調停書を作成しなければならない。調停書は当事者双方に署名または捺印後直ちに発効し、当事者は履行しなければならない。いずれかの一方が履行を拒絶した場合、他方は人民法院に強制執行を申請することができる。

当事者は調停を望まない又は調停が成立しなかった場合、特許管理部門は処理決定を下さなければならない。

第24条 特許管理部門は特許権侵害の処理決定を下す前に関係証拠を調べて確認しなければならない。

特許管理部門は必要に応じ職権に基づき調査し証拠を収集することができる。破壊または廃棄、移転される可能性のある証拠に対し、法に基づき登記して保存することができ、関係単位及び個人は協力しなければならない。

第25条 特許管理部門は特許権侵害行為が成立すると認めた場合、下記に掲げる方法で侵害行為を停止する処理決定を下すことができる。

- (1) 侵害者に対し侵害製品の製造、使用、販売、許諾販売、輸入を停止するよう命ずる。
- (2) 侵害者に対し侵害製品を製造するための型、専用工具を廃棄または分解するよう命ずる。
- (3) 侵害者に対し特許方法の使用を停止し、及び当該特許方法により得られた製品の使用、販売、許諾販売、輸入を停止するよう命ずる。
- (4) (1)、(2)、(3)に規定された方法で侵害行為の制止に不十分な場合、侵害者に対し侵害製品を廃棄または分解するよう命ずる。

第26条 特許管理部門が侵害行為が成立するとの処理決定を下した後、同一の被請求者

が同一の特許権に対し同一種類の侵害行為を行い、特許権者または利害関係者が処理を求める場合は、特許管理部門は直ちに侵害行為を停止するよう命ずる処理決定を直接的に下すことができる。

第27条 特許管理部門は特許権侵害紛争を処理するに必要な処理費用は、責任のある側により負担される。当事者は双方とも責任がある場合は、責任の大小により分担される。

第4章 特許違法行為の調査、処分

第28条 如何なる単位及び個人も他人の特許を詐称してはならない。

本条例にいう特許を詐称する行為は非特許製品を特許製品であると詐称する行為、及び非特許方法を特許方法であると詐称する行為を指す。

第29条 県級以上の特許管理部門は法律、法規及び本条例の規定に基づき本行政区域における他人の特許を詐称する行為の調査、処分を行うものとする。

その他の関係部門は違法行為の調査、処分において特許違法行為に係わるまたは特許違法行為の告発を受けた場合、遅滞なく特許管理部門に移送して処理を行わなければならない。

第30条 如何なる単位または個人も特許管理部門に特許違法行為を告発する権利を有する。

特許管理部門は特許違法行為の告発制度を構築し、且つ告発人に対し守秘義務を守らなければならない。

第31条 特許管理部門は特許違法行為の調査処理において、下記に示す職権を行使することが出来る。

(1) 当事者と証人に質問する。

(2) サンプル方式で証拠を収集し、破壊の可能性を有するまたは今後入手困難な証拠は法に基づき登記して保存する。

(3) 関係する物品、場所及び施設を実地調査し、検査する。

(4) 関係する契約書、帳簿、標識などの資料を検閲し、複製する。

(5) 特許を詐称する行為に係わる活動を調査する。

特許法律執行官は公務を履行するに際し、国务院特許行政部門または省人民政府に与えられた行政法律執行証書を提示し、関係単位及び個人は協力しなければならない。

第32条 特許管理部門は他人の特許を詐称する行為が成立したと認めた場合は、行為者に対し期限を指定して下記に掲げる措置を講じて是正するよう命ずることができる。

(1) 製造、販売される製品及びその包装に他人の特許番号を表示したりまたは特許標識を有する非特許製品を製造、販売した場合は、行為者に対し当該特許標識及び特許番号を廃棄するよう命ずる。特許標識及び特許番号と製品が分離困難な場合は、当該製品を廃棄する。

(2) 広告またはその他の宣伝資料の中に他人の特許番号を使用したりまたは非特許技術の特許技術と称した場合は、行為者に対し当該広告の掲載、当該宣伝資料の頒布を直ちに停止し、相応の範囲内で公開で謝罪するよう命じ、未頒布の宣伝材料を没収する。

(3) 契約書の中に他人の特許番号を使用したりまたは契約書の中に非特許技術の特許技術と称した場合は、行為者に対し遅滞なく他方の当事者に通知し、契約の関係内容を変更するよう命ずる。

(4) 他人の特許証、特許文書、特許出願文書を偽造、変造したりまたは特許証、特許文書、特許出願文書を偽造、変造した場合は、行為者に対し当該違法行為を停止するよう命じ、その偽造、変造された特許証、特許文書または特許出願文書を没収する。

(5) その他の必要な是正措置を講じる。

第5章 法的責任

第33条 本条例第9条第1項の規定に違反して、職務発明と関係する技術資料を元の単位に返却しなかった場合、特許管理部門は期限を指定して是正するよう命ずることができ、元の単位に経済的損失を与えた場合は法に基づき民事責任を負う。

第34条 本条例第10条の規定に違反して、国有企業、事業単位が技術開発、輸出入貿易または特許権を評価して出資及び合資または協力企業の設立において、特許検索を行わずに国家に経済的損失を与えた場合、直接的な担当者及びその他の直接的な責任者に対し行政処分を行い、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第35条 本条例第11条の規定に違反して、検索報告書を提出しなかったプロジェクトに対し立案または授賞により国家に経済的損失を与えた場合、直接的な担当者及びその他の直接的な責任者に対し行政処分を行う。

第36条 本条例第12条第2項の規定に違反して、特許仲介サービス機構が虚偽の特許文献検索報告書または特許資産評価報告書を作成した場合、特許管理部門は警告を与え、違法所得を没収し、且つ1千円以上1万円以下の罰金を科す。

第37条 本条例第28条の規定に違反して、他人の特許を詐称した場合、特許管理部門は「中華人民共和国特許法」第58条、第59条の規定に基づき処罰し、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第38条 本条例に違反したその他の行為については、「中華人民共和国特許法」及び関係法律、法規に処罰が定められている場合、その規定に従う。

第39条 特許管理部門は法に基づき3万元以上の罰金の処罰決定を下す場合、当事者に公聴会の開催を要求する権利を通知しなければならない。

第40条 特許管理業務に従事している国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員は、下記に掲げる行為がある場合、法に基づき行政処分を行い、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及し、当事者に経済的損失を与えた場合、法に基づき賠償しなければならない。

- (1) 当事者の人身権、財産権及びその他の合法的權益を侵害した場合。
- (2) 賄賂を要求し受取った場合。
- (3) 侵害案件の処理費を転用、横領した場合。

- (4) 他人の特許を詐称する行為を庇護した場合。
- (5) 当事者に要求された守秘義務のある技術機密、経営機密または告発人の身分を漏洩した場合。
- (6) その他の違法行為をした場合。

第41条 当事者は特許管理部門の特許権侵害紛争処理決定に不服がある場合、法に基づき人民法院に提訴することができる。行政処罰決定に不服がある場合、法に基づき行政再審を申請し又は直接に人民法院に提訴することができる。

当事者が期限を過ぎても行政再審を申請しない且つ人民法院に提訴しない、また処理決定または処罰決定を履行しない場合は、処理決定または処罰決定を下した機関は人民法院に強制執行を請求する。

第6章 附則

第42条 本条例は、2004年1月1日から施行する。